

北見市小規模修繕契約希望者登録要領

1. 目的

市が発注する小規模な修繕工事について、市の競争入札参加資格審査申請が困難な市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって市内経済の活性化を図ろうとするものである。

2. 登録できる者

北見市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない）

3. 登録できない者

- (1) 北見市内に主たる事業所を置かない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (4) 公共発注の相手方として不相当と認められる者
- (5) 北見市の競争入札参加資格審査申請に基づく資格者名簿に登録されている者

4. 登録申請の受付方法

- (1) 定期登録の受付時期は、西暦奇数年の8月の定められた期間とし、その後9月の初日より随時登録の受付時期とする。
- (2) 随時登録の申請は、西暦奇数年の8月を除く毎月20日（その日が北見市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する北見市の休日に当たるときは、その前日とする。）までに受付したものについて審査の結果、資格を有すると認められる者については、翌月から小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録する。
- (3) 登録受付は、総務部契約課及び各総合支所総務課で行う。
- (4) 登録申請は、申請書持参方式とし、郵送による申請は認めない。

5. 登録の有効期間

定期登録の場合は、9月1日から2年間（2年後の8月31日まで）とし、随時登録の場合は、登録日から定期登録の期間最終日と同日までとする。

6. 登録者の取り扱い

市は、必要と認める添付書類の提出を求めて申請書の簡単な審査を行い、名簿に登載

し、庁内に公開するとともに、一般にも公開して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、北見市競争入札参加資格審査申請による資格業者の選定を否定するものではない。

7. 対象となる契約

この登録に際し、法令の定めにより登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査とするため、選定の対象となる修繕に係る契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの
- (2) 契約金額が50万円未満の小規模な修繕工事

8. 契約保証金

この制度による契約締結に際しては、契約保証金を免除する。

9. 登録の変更等の届け出

この制度の登録業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは文書により届け出なければならない。

- (1) 住所、所在地又は電話番号等を変更したとき
- (2) 氏名、法人名称又は代表者を変更したとき
- (3) 廃業等により営業ができないとき
- (4) 登録を辞退したいとき

附則

この要領は、平成18年3月5日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月10日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。